

NEWS *Club*

第60号

従業員の定義

社会保険労務士事務所
ならいメンタルヘルスオフィス
代表 奈良井友彦



2025年3月1日発行

従業員の定義

正社員、契約社員、パートタイマー、嘱託社員、この違いを質問されることがあります。これらの定義は決まっていません。従業員の定義は契約期間の有無、所定労働時間、基幹業務であるか補助的業務であるか、給与体系（月給・日給・時給）などによって定義されており、会社によって独自の定義があります。契約期間がある従業員でもフルタイム従業員は契約社員、短時間従業員はパートと呼んでいたりと、短時間従業員でも学生はアルバイト、学生以外はパートと使い分けている会社もあります。最近では短時間正社員やフルタイムパートなどもあり、ますます複雑化しています。

私がこれらを定義するとしたら、以下のように定義します。

【正社員】

- ① 期間の定めなし
- ② 基幹業務に従事
- ③ すべての福利厚生の対象
- ④ 月給制
- ⑤ 退職金や賞与の対象
- ⑥ フルタイム従業員は正社員、短時間従業員は短時間正社員

【契約社員】

- ① 期間の定めあり
- ② 基幹的業務に従事
- ③ 福利厚生に一部制限があり
- ④ 月給制
- ⑤ 退職金等の対象外
- ⑥ 労働時間は正社員と比べて同等か若しくは短いもの

【パートタイマー】

- ① 期間の定めあり：有期パートタイマー
期間の定めなし：無期パートタイマー
- ② 補助業務に従事
- ③ 福利厚生に一部制限があり
- ④ 日給制または時給制
- ⑤ 退職金等の対象外
- ⑥ 労働時間はフルタイム従業員と比べて同等か若しくは短いもの

【アルバイト】

常用的ではなく臨時的に雇用される従業員

- ① 契約期間は契約内容による
- ② 臨時的業務に従事
- ③ 福利厚生なし
- ④ 日給制または時給制
- ⑤ 退職金等の対象外
- ⑥ 労働時間は契約内容による

【嘱託社員】

定年退職後の再雇用従業員

- ① 期間の定めあり
- ② 契約内容による
- ③ 福利厚生に制限あり
- ④ 給与体系は契約内容による
- ⑤ 退職金等の対象外
- ⑥ 労働時間は契約内容による。

従業員の定義は就業規則の効力の及ぶ範囲や福利厚生の対象者を明確にするために必要です。会社ごとに従業員の呼称とその定義を明確に定めておくことをお勧めします。

★奈良井先生に関する情報

FacebookまたはYoutubeから直接相談が可能です。

<https://www.facebook.com/narai.office/>

【facebook】



<https://www.youtube.com/@user-hg7ks1fm7u>

【youtube】

